

# Weekly Report

第 4 1 2 号  
平成 29 年 6 月 12 日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 算定基礎届に関する Q & A

算定基礎届は、社会保険における標準報酬月額を決定するための手続きとなり、7月1日～10日までに提出します。

### ◆ Q & A

Q. 対象者は？

A. 7月1日現在の被保険者全員が対象です。ただし、\*6月1日以降に資格取得した方、\*6月30日以前に退職した方、などは対象外となります。

Q. 標準報酬月額の算定方法は？

A. 原則、4月～6月の3カ月間に支払われた報酬の平均額により算定しますが、支払基礎日数が17日未満の月は除きます（短時間就労者は取扱いが異なる）。例えば、5月の支払基礎日数が17日未満であった場合は、4月と6月の2カ月で算定します。

Q. 標準報酬月額の対象となる報酬とは？

A. 報酬には給与や通勤手当、残業手当など被保険者が労務の対償として受けるもの全てのものを含みます。ただし、年3回以下の賞与や臨時に受けるもの（見舞金等）は含まれません。

Q. 業務の特性上、例年4月～6月が繁忙期に当たるため、残業手当等により他の期間と比べて多く支給されている場合は？

A. 前年7月～当年6月までの報酬月額の平均との間に、標準報酬月額等級区分で2等級以上の差があれば年間平均による保険者算定の対象となります。

Q. 特定適用事業所に勤務する短時間労働者は？

A. 昨年10月から社会保険の適用対象となった特定適用事業所（被保険者数が501人以上の企業）で働く一定の短時間労働者については、4月～6月のいずれも支払基礎日数が11日以上で算定します。

## ふるさと納税を行った方は住民税を確認

ふるさと納税を行った場合、確定申告を行った方は所得税と住民税から控除され、ワンストップ特例制度（確定申告を行わなくても控除が受けられる制度）を適用した方は所得税の控除はなく、その分を含めた全額が住民税から控除されます。

住民税分については、ふるさと納税を行った翌年度の住民税が減額される形で控除されますので、この時期に届く住民税決定通知書に記載されている市町村民税（特定区民税）と道府県民税（都民税）の税額控除額を確認しましょう。

なお、この税額控除額欄の金額はふるさと納税の控除だけでなく、住宅ローン控除なども含まれた金額となります。

## 免税店数は4万店超となり3年間で7倍に

外国人旅行者等の非居住者に対して通常生活の用に供される物品（一般物品、消耗品）を一定の方法で販売する場合に消費税を免除して販売できる免税店（輸出物品販売所）は、外国人旅行者の増加と制度拡充により年々増加しています。

観光庁によると、今年4月1日時点の免税店数は全国で4万532店（前年比15.1%増）となり、3年前の5777店から約7倍になりました。

なお、免税販売を行うには、店舗ごとに納税地を所轄する税務署長の許可が必要です。